

函館市立保育所移管先法人選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市立保育所の移管にあたり，移管先法人の選考について，公平かつ適正に実施するため，函館市立保育所移管先法人選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は，次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 移管希望調書その他の書類の審査に関すること。
- (2) 函館市立保育所の移管先法人の選考に関すること。

(組織)

第3条 委員会は，委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は，学識経験者および福祉団体関係者のうちから，市長が指定する。

(任期)

第5条 委員の任期は，指定の日から当該指定の日の属する年度の末日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は，子ども未来部長が招集する。

- 2 会議の議長は，その年度に開かれる最初の会議において出席委員の互選により選任される。
- 3 委員会の会議は，委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 議長は，必要があると認めるときは，会議に委員以外の者の出席を求め，意見等を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子ども未来部子どもサービス課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、議長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。